

森林総合監理士登録・公開の運用について
(平成26年4月1日付け25林整研第268号林野庁長官通知)

林業普及指導員資格試験実施要領（昭和32年10月31日付け32林野第14708号林野庁長官通知）の7に規定する森林総合監理士の登録・公開は、本運用により実施するものとする。

第1 目的

森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村、地域の林業関係者等への技術的支援を的確に実施する者を「森林総合監理士」として登録・公開することにより、森林総合監理士の地域における活動を促進し、もって森林・林業の健全な発展に資する。

第2 登録

- 1 林野庁長官は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第89条に規定する林業普及指導員資格試験の区分のうち地域森林総合監理に合格した者を、様式第1号の森林総合監理士登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。
- 2 登録簿は、林野庁森林整備部研究指導課において管理するものとする。

第3 公開等

- 1 登録簿に記載された情報のうち、本人が様式第2号の森林総合監理士登録簿記載兼公開届出書（以下「届出書」という。）により、公開について了承した事項を公開するものとする。
- 2 登録簿の記載情報又は公開する事項の変更を希望する者は、届出書を林野庁長官に提出するものとする。
- 3 登録簿に記載された内容に加え、森林総合監理士としての活動実績の公開を希望する者は、様式第3号の活動実績報告書（以下「報告書」という。）に所属の長又はこれに準ずる者が証明した様式第4号の活動実績証明書（以下「証明書」という。）を添えて林野庁長官に提出するものとする。報告書の内容の変更を希望する者は、報告書及び証明書を林野庁長官に再度提出するものとする。
- 4 林野庁長官は、登録簿の記載情報に変更が生じた場合は、遅滞なく、登録簿及び公開事項を変更するものとする。

第4 登録証の交付等

- 1 林野庁長官は、第3の規定により届出書を提出した者に対し、様式第5号の森林総合監理士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 2 森林総合監理士は、所持する登録証を破り、汚し、又は失ったときは、次の書類等を添えて、林野庁長官に登録証の再交付を申請することができる。
 - 一 様式第6号の森林総合監理士登録証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）
 - 二 写真（申請前6月以内に脱帽正面で撮影した縦30ミリメートル、横24ミリメートルのもので、その裏面に氏名を記載したものとする。）
 - 三 返信用封筒（定形郵便物（縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもの）

で、表面に、氏名、郵便番号及び住所を記載し、402円の郵便切手を貼り付けたものとする。)

- 3 登録証を破り又は汚した森林総合監理士が、2の申請をする場合は、再交付申請書にその登録証を添えなければならない。
- 4 林野庁長官は、2の申請があった場合は、登録証を再交付するものとする。
- 5 登録証を紛失した森林総合監理士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに、当該登録証を林野庁長官に返納しなければならない。
- 6 第3の2の届出により登録証の記載内容に変更がある場合は、2の二及び三の書類を添えて、登録証を返納しなければならない。
- 7 林野庁長官は、6の場合においては、当該変更を行った登録証を再交付するものとする。

第5 公開の取りやめ等

- 1 林野庁長官は、森林総合監理士としての信用を著しく損なう行為があったと認めるときは、当該森林総合監理士に関する登録記載情報を公開しないこととする。
- 2 林野庁長官は、1の規定により公開しないこととした場合には、当該森林総合監理士に対し、理由を付してその旨通知するものとする。
- 3 2の通知を受けた者は、通知を受けてから7日以内に交付を受けている登録証を林野庁長官に返納しなければならない。
- 4 2の通知を受けた者は、その日から2年を経過した後に届出書及び再交付申請書を提出できるものとし、第4の1の規定により登録証が交付されるものとする。
- 5 森林総合監理士が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、林野庁長官は、当該者を登録簿から抹消することとし、戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する死亡又は失踪の届出義務者は、1月以内に、林野庁長官に当該登録証を返納するものとする。

第6 個人情報

林野庁長官は、登録簿に記載された個人情報の管理に当たり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令（平成17年3月18日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第1号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

第7 その他

本運用による登録は、国家資格や権利の付与を意味しないものとする。

附 則

この運用は、平成26年4月1日より実施する。

森林総合監理士登録簿記載兼公開(変更)届出書

林野庁長官 殿

森林総合監理士登録・公開の運用について（以下「運用」という。）第2の1の規定による森林総合監理士登録簿の記載事項等のうち、下記の公開の可否の欄において、公開を選択した項目について公開されることに同意します。

平成 年 月 日

登録番号
(ふりがな)
氏 名

印

記

項 目	記 載 欄	登録簿の記載 変更の有無	公開の 可 否
(ふりがな) 氏 名		有・無	公開・非公開
本籍都道府県		有・無	—
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	有・無	—
連 絡 先	自 宅 住 所 〒	有・無	公開・非公開
	電 話 番 号		
	勤 務 先 等 他 の 連 絡 先 名 称	有・無	—
活動可能地域	(都道府県名、地域名、市町村名)		公開・非公開

注1：登録番号は、登録簿の記載事項又は公開事項の変更を届出する場合のみ記入すること。

注2：登録簿の記載事項に変更がある場合は、記載欄にその内容を記入し、登録簿の変更の有無欄の有に○を記載すること。

注3：登録簿の記載事項に変更がない場合は、登録簿の記載変更の有無欄の無に○を記載すること。

注4：林野庁ホームページでの公開、非公開については、公開の可否欄にある公開・非公開を選択し○を記載すること。

注5：活動可能地域は、地域単位や市町村単位の場合は都道府県名も記載すること。

活動実績報告書

平成 年 月 日

登録番号 _____

氏 名 _____

1. 活動状況

平成 年 月 ~ 平成 年 月

(記載事項)

- ・ 活動の概要
- ・ 当該活動を挙げた理由
- ・ 当該活動における、あなたの立場と役割
- ・ 活動上発生した問題点と課題及びそれへの具体的対応策
- ・ 活動による成果で残された課題及び今後の改善方策

2. 研修の受講状況

研修名 _____ 平成 年 月
(実施主体)

研修名 _____ 平成 年 月
(実施主体)

研修名 _____ 平成 年 月
(実施主体)

3. その他の自己の能力・維持向上のための活動状況

(記載事項例)

- ・ 各種研修の企画、運営又は指導者、講師としての参加
- ・ 森林総合監理士(あるいは森林総合監理士に関連していると考えられる)としての活動等の雑誌、広報誌等への投稿
- ・ 森林総合監理士(あるいは森林総合監理士に関連していると考えられる)としての活動等の研究会、シンポジウム等での発表
- ・ 各種研究会、シンポジウム発表等への指導
- ・ 森林総合監理士(あるいは森林総合監理士に関連していると考えられる)としての活動に関連する各種研修への参加

注2: 2. 研修の受講状況、及び3. その他の自己の能力・維持向上のための活動状況については、直近の過去5年間に取り組んだ具体的な内容と時期を記載してください。

注3: 活動実績報告書は、A4で全2枚としてください。

注4: この活動実績報告書は、このままPDF化して林野庁ホームページに掲載しますので、見やすさ読みやすさ、個人の特定等、公開に差し障りのある表現にもご配慮ください。

様式第4号

活動実績証明書

様式第3号活動実績報告書記載内容の（全部）について、事実と相違ないことを証明します。
（一部）

（一部の場合は該当する部分を列記すること。）

平成 年 月 日



所属及び役職名

氏 名

印

様式第5号

森林総合監理士登録証

 <p>写真</p>	<p>登録番号 氏名</p>
 <p>印</p>	

上記の者が森林総合監理士として
登録されていることを証明します。

平成 年 月 日 林野庁長官

(備考) この用紙の大きさは、縦54mm×横86mmとする。

様式第6号

森林総合監理士登録証再交付申請書

林野庁長官 殿

森林総合監理士登録・公開の運用についての第4の2に基づき、下記の理由により、森林総合監理士登録証の再交付を申請します。

記

(再交付申請の理由)

平成 年 月 日

登録番号

住 所

氏 名

印